

国民健康保険税と介護保険料・後期高齢者医療保険料 納税・納入通知書の発送

国民健康保険税(当初・過年度)の納税通知書と、介護保険料・後期高齢者医療保険料の納入通知書を、7月15日(火)に発送します。

国民健康保険税

6月21日以降に加入・脱退などの手続きをされた方には、8月以降に納税通知書を発送します。

※国民健康保険税は、世帯の中に国民健康保険加入者がいる世帯主に課税されます。納税通知書も世帯主宛てに発送します。

※国民健康保険に加入・脱退するときは、届け出が必要です。

介護保険料・後期高齢者医療保険料

保険料を年金から天引きされている方への、10月から翌年8月までの天引き額のお知らせは9月に発送します。

また、所得の更正により保険料が変更になったときや、転入・転出などにより、納付方法が変わるときは、随時お知らせします。

※令和6年度に年金からの天引きで納めていた場合でも、年度途中で納付が完了した場合や、年金担保の貸付を利用した場合などは、納付書での納付となる場合があります。通知が届いた際は、必ずご確認ください。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

児童扶養手当・遺児手当

児童扶養手当

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進することを目的として支給する手当です。

■支給要件 国内に住所があり、児童(18歳到達以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定程度の障がいのある児童)を監護している父、母、または父もしくは母に代わって児童を養育している方

■所得による支給制限

受給資格者または同居の扶養義務者(受給資格者の父母・祖父母・子・兄弟など)の所得が一定の金額以上である場合は、その年度(11月から翌年10月まで)の手当の一部または全部が停止されます。



児童扶養手当
について

遺児手当

両親または父母の一方と死別した児童(遺児)の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的に支給します。

■支給要件

市内に居住する日本国籍の方で、両親または父母の一方と死別した義務教育終了前の児童を養育している下記の方

- ・当該児童の父または母で、配偶者のいない方
- ・当該児童を養育する方
- ・当該児童を養育する方がいない場合は、当該児童のうち年長の方

■所得による支給制限 市民税の所得割が課税されている場合は、原則として遺児手当は支給されません。

※扶養の状況により減額措置等があります。

共通事項

手続の際は、必ず事前にご相談ください。認定請求の際に戸籍謄本などの書類をご提出いただきます。

■問い合わせ先 子育て応援課 ☎(32)8903



遺児手当に
ついて

物価高騰対策支援商品券(シモツケくらしウツテツ券)受け取りのお願い

6月30日をもち、不在連絡票による郵便局での商品券受取が終了しました。お渡しできなかった商品券は商工観光課で保管していますので、本人確認書類をご準備のうえ、窓口までお越しください。

■日時 7月2日(水)~8月29日(金)

開庁日の午前9時~午後5時

■場所 市役所3階 商工観光課

■持ち物 顔写真付きの本人確認書類1点。お持ちでない場合はその他2点(例:健康保険証+年金手帳)
※世帯主、世帯員以外の第三者が受け取りを行う場合は、委任状をお持ちください。

■問い合わせ先 商工観光課 ☎(32)8907